

富山福祉短期大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、本学の内外で行う、人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究活動（以下、「人を対象とする研究」という）を行うすべての者（以下、「研究者」という）の行動、態度の倫理的ガイドラインを示し、その研究計画等の審査に関する事項を定める。

2. 研究の基本

人を対象とする研究を行う者は、富山福祉短期大学の教育理念をもとに、生命の尊重および個人の尊厳を重んじ、科学のおよび社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

- 1) 人を対象とする研究を行う場合は、法令、所轄庁の告示、指針等および「学校法人浦山学園 個人情報の保護に関する規則」を遵守しなければならない。
- 2) 研究の実施に際しては、対象者の人権が最も重要であり、科学のおよび社会的利益よりも優先しなければならない。
- 3) 研究者が、個人の情報、データ等の収集・採取を行う場合、安心・安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担および苦痛をできる限り与えないように努めなければならない。
- 4) 研究および研究に関する業務に従事する研究者は、役割を遂行するために必要な教育、訓練を受けていること、または当該研究を実施した経験を有しなければならない。

3. 定義

このガイドラインにおいて、個人から収集・採取する「人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等」（以下、「個人の情報、データ等」という）とは、個人の思惟、行動、個人環境、身体等に係る情報およびデータや、人ならびに人由来の材料およびデータ（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等）をいう。

- 1) 「提供者」とは、研究のため個人の情報、データなどを提供するものを言う。
- 2) 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう（学校法人浦山学園 個人情報の保護に関する規則第2条）

4. 研究活動における遵守事項

- 1) 研究者は、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行ってはならない。また、論文著者は適正に公表されなければならない。
- 2) 自らの研究活動において、研究・調査データの記録の厳正な取扱いを徹底するとともに、それらを一定の期間（個々の分野の特性に応じて適切と考えられる期間、それが

判然としない場合にあつては5年間)は保存しなければならない。その後は責任を持って破棄しなければいけない。

- 3) 当該研究のため参考にした先行研究は適切に示されなければならない。
- 4) 同一研究結果を記載した原稿を、許可なく複数の研究誌に投稿してはならない。
- 5) 研究成果の利用にあたっては、共同研究者(共著者)の同意を得なければならない。
- 6) 調査や実験を通じて知り得た被験者の個人情報等を漏洩させてはならない。
- 7) 研究を行うにあたっては、起こりうる危険に対して十分な予防対策を講じなければならない。
- 8) 生命科学に関する研究、ならびに人を被験者とする研究に際しては、生命倫理等に関する宣言・各種規定やガイドラインを遵守しなくてはならない。
- 9) 研究費申請(立案、計画、申請、実施、報告)においては誠実に行動し、その経費執行においては法令や関係規則を遵守しなければならない。
- 10) 上記以外にも、研究活動において研究者倫理に反する行為は行ってはならない。

5. 研究者の説明責任と公開

研究者が、個人情報、データ等を収集・採取するときは、研究者は、提供者に対して研究目的、研究成果の発表方法など、研究計画について事前に書面を用いて分かりやすく説明しなければならない。

研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するにあたり、提供者に対して何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、事前に書面を用いて分かりやすく説明しなければならない。

研究結果は中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める責任を負う。

5-1 インフォームド・コンセント

研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、原則として事前に書面を用いて同意を得なければならない。

- 1) 「提供者の同意」には、個人の情報、データ等の取扱いおよび発表の方法に関わる事項を含むものとする。
- 2) 研究者は、提供者から当該個人の情報、データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。
- 3) 研究者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わりうる者からの同意を得なければならない。
- 4) 研究者は、提供者が同意を撤回したときは、その情報、データ等を破棄しなければならない。

5-2 授業等における収集・採取(口頭包括同意)

教員が、授業、演習、実技、実験、実習等、教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、事前に受講生の同意を得なければ

ならない。

教員は、個人の情報、データ等の提供の有無により、受講生に成績評価において不利益を与えてはならない。

5-3 第三者への委託

研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を分析する場合は、本ガイドラインの趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

データ等はコード化し、個人を特定できない配慮をしなければならない。

6. 研究計画書の審査

本学において、人を対象とする研究を行う研究者による研究の実施計画、公表計画等（以下「研究計画等」という）の審査は、研究（申請）者からの事前の申請書、研究計画書およびその他の添付資料に基づき、富山福祉短期大学倫理委員会で審査を行うものとする。

ただし、倫理的に大きな問題がないと考えられる次のいずれかに該当する研究は、倫理審査申請を行わなくても差し支えないものとする。

- 1) 法律の規定に基づき実施された調査データのみを使用する研究
- 2) 資料として既に連結が不可能で、匿名化されている情報のみを用いる研究
- 3) 自治体等から研修のために派遣された者が、自らの担当業務に関わる資料のみを使用し、本学において個人が匿名化されている情報のみを用いる研究

7. 事務

このガイドラインに関する事務は、図書館の担当とする。

8. 改廃

このガイドラインの改正は、図書・研究委員会の議を経て学長が行う。

附則

このガイドラインは、平成 27 年 9 月 3 日から施行する。